参考資料１－１

土地改良施設管理基準及び運用・解説

－　頭首工編　－

（案）

基準

基準の運用

基準及び運用の解説

平成２４年１月

基　準　書　目　次

基　準（事務次官通知）　　基準の運用（農村振興局通知）

1　基準の位置付け
- 1.1　基準の運用の位置付け …… 1
- 1.2　基準の適用の範囲 …… 1

2　管理の基本
- 2.1　管理の基本 …… 3

3　管理の組織及び体制
- 3.1　管理組織 …… 7
- 3.2　管理体制の整備・確立 …… 7

4　気象・水象の観測
- 4.1　観測及び観測データの活用 …… 9
- 4.2　観測施設の設置及び観測 …… 11

5　利水のための管理操作
- 5.1　一般事項 …… 13
- 5.2　取水管理 …… 13
- 5.3　渇水時の管理 …… 15

6　洪水時等の管理
- 6.1　洪水時等の管理体制 …… 19
- 6.2　洪水時等における放流 …… 19
- 6.3　放流の際にとるべき措置 …… 19
- 6.4　洪水警戒体制における措置 …… 19
- 6.5　洪水時の措置 …… 21
- 6.6　洪水警戒体制の解除 …… 21
- 6.7　洪水後の措置 …… 21

7　構造物の保全管理
7.1　構造物の点検及び整備 ……23
7.2　臨時の点検 ……25
7.3　応急措置 ……25
7.4　頭首工周辺の整備及び環境保全 ……27
7.5　人身に対する安全管理 ……29
7.6　管理記録の整理、活用 ……29

8　設備の保全管理
8.1　設備の点検及び整備 ……31
8.2　完成図書等の整理、保管 ……31
8.3　データの整理、保管 ……33
8.4　観測設備 ……33
8.5　機械設備 ……33
8.6　電気・通信設備 ……33
8.7　設備の保全対策と長寿命化を図る保全管理……35

9　土地改良財産の管理
9.1　管理受託のための準備 ……37
9.2　管理委託協定の締結 ……37
9.3　管理費予算の作成 ……37
9.4　財産の他目的使用等 ……37
9.5　財産の共有持分付与 ……39
9.6　財産の改築・追加工事等 ……39
9.7　他の法令による管理との関係 ……39
9.8　管理台帳の備付け ……39

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
1　基準の位置付け 　この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。	**1.1　基準の運用の位置付け** 　この基準の運用（以下「運用」という。）は、国営造成施設の頭首工の管理に当たり、土地改良施設管理基準－頭首工編－（以下「基準」という。）を適用する際の運用について定めるものである。 **1.2　基準の適用範囲** 　この基準は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定に基づき行われた国営土地改良事業によって、一級河川及び二級河川に新築又は改築（ここで、改築とは施設全体にわたる改造工事をいう。）された農業用水の取水を目的とした一定規模以上（ここで、一定規模以上とは、かんがいのための最大取水量が 1.0㎥/s 以上又はかんがい面積が 300ha 以上をいう。）の国営造成施設の頭首工について適用する。 　なお、これに該当しない頭首工については、必要に応じてこの基準を準用するものとする。

基準及び運用の解説
基準 1 は、この基準の位置付けを示すものである。 **運用 1.1** は、この基準の運用の位置付けを規定するものである。 この基準及び運用では、頭首工の管理を行う際の一般的な基本事項とその実施方法を定めている。したがって、頭首工の管理を行う上で必要となる事項のうち、この基準及び運用に定めのない事項については、当該頭首工の個別の諸条件を勘案して、関連する技術書等を参考にしながら、的確な判断により決定することがそれぞれの管理主体に求められる。 **運用 1.2** は、この基準の適用範囲を規定するものである。 この管理基準を適用する頭首工の範囲は、農業用水（かんがいを目的とするもの）の取水のための頭首工を構成する取入口、取水堰、附帯施設、管理施設を含むものとする。なお、適用範囲に該当しない国営造成施設及び国営土地改良事業以外の事業（補助事業等）により設置された頭首工や管理事業以外の行為（建設期間中の管理等）については、この基準及び運用の適用を受けるものではないが、これらの場合においても、それぞれの管理主体やその行為を行う者が、独自の判断のもとにこの基準及び運用を準用することについてはこれを妨げない。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
2　管理の基本 　頭首工の管理は、頭首工の機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、施設の長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することを基本とする。 　この場合、関係法令等を遵守しなければならない。	**2.1　管理の基本** 　頭首工の管理の基本は、頭首工が有する取水機能、流水に対する調節機能、堆砂を掃砂させる機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、構造物及び設備の機能を維持し、長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することである。 　管理に当たっては、土地改良法、河川法等の関係法令を遵守しなければならない。

基準及び運用の解説
基準 2 は、頭首工の管理の基本に関する規定である。 **運用 2.1** は、管理の基本に関する規定事項である。 頭首工は、河川から必要な農業用水を取水する目的で設けられた施設である。 一方、農業情勢及び社会情勢の変化から土地利用、営農形態の変化、混住化等が進展しており、水資源の有効利用、水管理の合理化、地域の水環境の保全等が求められている。 このような状況下において、頭首工の管理は、施設を適正に管理するだけでなく、災害防止、環境保全、経済性に配慮しつつ、施設の長寿命化を図り、施設の建設に要する経費から廃棄に要する経費までを合計したライフサイクルコストを低減するための効率的な保全管理(点検､整備等含む)を行う必要がある。 あわせて、環境に対する国民的関心の高まりや平成 13 年の土地改良法改正を踏まえ、施設造成時のみならず補修等の整備を行う際にも､地域の田園環境整備マスタープランに基づいた対応を図り､頭首工に集積するゴミ対策、魚介類等の水生動植物の生息環境及び頭首工周辺の景観等、環境との調和にも配慮する必要がある。これらの取組に当たっては､地域住民等の参加や協力を得て行う新たな管理体制を確立することも有効である。 なお､頭首工の管理に当たって遵守しなければならない主な関係法令は表-2.1 のとおりである。 また、管理者は、頭首工の管理に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 1 項等に基づく管理規程、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 90 条に基づく水利使用規則、同規則に基づく管理規程又は取水規程並びに管理委託協定書（管理方法書含む）等を遵守しなければならない。 なお、以下の記述について「管理規程」は断りがない限り、土地改良法及び河川法に基づく両方の管理規程を指すものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)

表-2.1 関係法令

分　類	根　拠　法	主 な 規 則 事 項 等	制定年度
土地改良関係	・土地改良法	・土地改良事業全般	昭和 24 年
環境保全関係	・環境基本法	・環境保全施策のための規則	平成 5 年
	・自然環境保全法	・自然環境保全地域内の行為の制限	昭和 47 年
	・景観法	・景観計画区域内における行為の規制	平成 16 年
公害防止関係	・水質汚濁防止法	・河川、湖沼、海等の公共用水域に排出される水に関する規制	昭和 45 年
	・大気汚染防止法	・燃料の燃焼に伴い発生する有害物質の規制	昭和 43 年
	・振動規制法	・特定建設作業及び道路交通振動に関する規制	昭和 51 年
	・騒音規制法	・特定建設作業及び自動車騒音に関する規制	昭和 43 年
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・廃棄物の処理に関する規制	昭和 45 年
	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について	平成 13 年
災害関係	・砂防法	・砂防指定地内の行為の制限	明治 30 年
	・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	・農業用施設の災害復旧事業について	昭和 25 年
	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	・公共土木施設の災害復旧事業について	昭和 26 年
	・地すべり等防止法	・地すべり防止区域内の行為の制限	昭和 33 年
	・災害対策基本法	・地域防災計画に定めるところによる住民等の責務	昭和 36 年 昭和 44 年
	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・急傾斜崩壊による災害防止指定区域内の行為の制限	
危険防止関係	・消防法	・防火地域内の行為の制限	昭和 23 年
	・水防法	・水害を警戒し、被害助長の行為の制限	昭和 24 年
河川関係	・公有水面埋立法	・河川、湖沼、海等公共用水流又は水面の占有及び行為の制限	大正 10 年
	・河川法	・河川区域内の行為の制限	昭和 39 年
	・河川管理施設等構造令	・河川管理上必要とされる一般的技術的基準	昭和 51 年
工事関係	・建設業法	・建設工事の請負契約に関する制限	昭和 24 年
	・建築基準法	・建築物に関する制限	昭和 25 年
	・電気事業法	・電気供給区域内の行為の制限	昭和 39 年
労働関係	・労働基準法	・労働条件に関する制限	昭和 22 年
	・労働安全衛生法	・労働災害の防止に関する制限及び石綿障害予防に関する規制	昭和 47 年
その他	・国有財産法	・国有財産の管理及び処分事務について	昭和 23 年
	・電波法	・無線局及び無線設備に関する制限	昭和 25 年
	・船舶職員法	・小型船舶の操縦の制限	昭和 26 年
	・有線電気通信法	・有線電気通信設備の設置及び使用の行為の制限	昭和 28 年 昭和 32 年
	・水道法	・給水装置の構造、材質及び工事の制限	昭和 43 年
	・砂利採取法	・砂利採取業の行為の制限	昭和 59 年
	・電気通信事業法	・電気通信事業の行為の制限	

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
3　管理の組織及び体制 　頭首工の管理に当たっては、当該頭首工に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。 　また、管理技術の向上に努めるとともに、頭首工の機能、規模に見合った管理要員を確保して、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。	**3.1　管理の組織** 　管理者は、頭首工の管理及び水利用等に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者等からなる組織において調整及び合意形成を行う必要がある。 **3.2　管理体制の整備・確立** 　管理者は、頭首工の管理を適正に行うため、土地改良法第7条及び第48条に基づき定められる維持管理事業計画、並びに管理規程等をもとに、施設の規模に見合った管理体制の整備・確立を図ることとする。また、設備の規模等に応じて電気主任技術者等の法令に定められている有資格者を適切に配置するものとする。

基準及び運用の解説

基準 3 は、管理を行うに当たっての管理組織及び体制に関する規定である。

運用 3.1 は、管理組織に関する事項である。

頭首工の管理は、国が直接行う場合を除き、土地改良法第 94 条の 6 に基づく管理委託により都道府県、市町村、土地改良区等が管理主体となって行う。

頭首工は、受益地への用水供給を目的として管理するものであり、管理に要する経費については、受益者の負担を伴うことから、管理に当たっては、受益者の意思を十分に反映させる必要がある。

運用 3.2 は、管理体制の整備・確立に関する事項である。

頭首工の管理体制は、平水時の用水管理はもとより、洪水時・緊急時等の管理体制、指揮命令系統、通報連絡先を組織機構図等に明記するとともに、関係者に周知徹底させておく必要がある。管理者は、かんがい期及び非かんがい期の期別ごとに、それぞれ平水時の体制、洪水時等の体制に必要な管理要員を確保しなければならない。

最近の管理体制については、水管理の範囲の広域化、農業用水と水道用水等との複雑な調整の必要性の増大、管理設備機器類の高度化・複雑化、集中管理制御化等に伴い、管理要員の管理技術の向上が求められている。

また、用水管理及び施設の維持管理並びに渇水調整等を円滑に行うため、頭首工の規模、水源及び上・下流の利水状況等から必要に応じて、水源及び頭首工の上・下流域利水関係者を含めた水利調整協議会等が設置される場合がある。

頭首工の管理に当たっては、頭首工の規模、管理施設及び附帯設備の規模、内容等によって適正な管理技術者を配置し、安全、確実に行うものとする。管理技術者としての要件は、施設の規模、内容等により電気事業法、電波法、消防法、船舶職員法の法規制を受ける場合があるので注意を要する。

また、将来、経験豊富な管理要員の交替による支障が生じないよう計画的な人員管理や管理要員の研修の機会を確保するとともに、少人数の管理の場合は情報機器等の利用により管理の充実を図る必要がある。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
4　気象・水象の観測 　頭首工の管理を適正に行うため、頭首工地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測及び情報収集を行うものとする。	**4.1　観測及び観測データの活用** 　頭首工の管理に当たっては、頭首工地点及び近傍の気象・水象に係る所要項目について観測を行うとともに、効率的に他機関から情報を収集し、当該流域の気象特性・流況特性を十分把握するものとし、利水管理及び洪水時等の管理に活用するものとする。

基準及び運用の解説

基準 4 は、気象・水象の観測に関する規定である。

運用 4.1 は、観測及び観測データの活用に関する事項である。

頭首工の管理上必要な流量や取水量等の把握・予測のため、頭首工地点及びその近傍において、気象･水象の観測及び他機関からの効率的な情報収集が必要であり､その項目は次のとおりである。

【必要な観測項目】

- ・天候
- ・気温
- ・降水量（降雪量）
- ・頭首工の水位・流入量・放流量
- ・取水量
- ・その他管理規程により定められた項目

【地域の実情に応じて観測又は情報を収集する項目例】

- ・河川の水位・流量
- ・水温
- ・湿度
- ・風向
- ・風速等

頭首工の管理には、国土交通省、気象庁、河川情報センターのインターネット情報を活用するとともに、河川管理者と連携し、河川情報収集に努め、的確な高水、利水操作に活用するものとする。

なお、上流にダム等がある場合、そこで観測されている降水量、流入量、放流量等の時々刻々のデータは、頭首工の管理に活用することが重要である。

頭首工の利水管理のためには、降水量や河川流況特性の把握が必要である。また、洪水時等の管理のためには、豪雨の地域的・時間的分布特性の把握が必要である。その際、他機関の気象・水象データを利用できる場合は活用するものとする。

大雨の予想があった場合、頭首工の管理上把握すべきことは、①洪水の規模の予測、②頭首工地点の河川水位の急上昇の可能性、等である。

観測データ等については、頭首工の管理の基礎資料として整理集約するとともに、計画的な利水管理や洪水時等における安全な操作等のために有効に活用を図るものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	4.2　観測施設の設置及び観測 　気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。

基準及び運用の解説
運用 4.2 は、観測施設の設置及び観測に関する事項である。 頭首工の管理にとって重要な水位、降水量及び取水量観測施設の仕様及び設置場所については、技術書に定めたとおりとする。 なお、上流にダム等がある場合、そこで観測されている降水量、流入量、放流量等の時々刻々のデータは、頭首工の管理に活用するようにする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
5　利水管理 　頭首工の利水管理に当たっては、河川法等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、河川流況を勘案しつつ、取水管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。	**5.1　一般事項** 　頭首工の利水管理は、河川法及び同法に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する地域用水機能も勘案の上、年間取水計画を作成し、行うものとする。 　頭首工下流の利水及び流水の正常な機能の維持のため、河川維持流量の放流に当たっては、常に上・下流域の利水状況の情報及び河川流況を把握するとともに、河川の環境や生態系にも配慮するものとする。 **5.2　取水管理** 　取水管理に当たっては、河川法及び同法に基づき定められた水利使用規則、管理規程、取水規程等に基づくとともに、受益者、関係機関等と常に連携を密にし、受益地内の状況、気象・水象等の状況を把握した上で、受益地で必要となる水量を安定的に供給できるよう行うものとする。

基準及び運用の解説
基準 5 は、利水管理に関する規定である。 **運用 5.1** は、一般事項に関する事項である。 頭首工の利水管理については、河川法及び同法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守しつつ、作物の種類、作付面積、作付時期等受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する防火用水、消流雪用水等地域用水機能の発揮や、地域用水の利用についても勘案の上、年間取水計画を作成し、行うものとする。 この年間取水計画については、県農業改良普及センター、農業協同組合、市町村の営農担当者等から情報収集しながら、過去の取水実績を加味して作成する。また、受益農家の代表や営農指導者等を構成員とする「利水者委員会」等を設け、積極的に受益地の営農計画に参画し、河川流況にあった営農計画等を検討することも必要である。 情勢の変化により水利権の内容と営農計画等に基づく取水量が異なる場合は、河川管理者と協議し水利権を変更する必要があるので、常に受益地の営農計画等を熟知し、取水量を的確に把握しておく必要がある。 頭首工下流の利水及び河川維持流量の放流については、常に上・下流の利水管理者や関係機関等との連携を密にし、上・下流域の利水状況の情報及び河川流況を把握するとともに、河川の景観、親水性、周辺に生息する水生動植物等の生態系にも配慮した頭首工の管理に努めるものとする。 **運用 5.2** は、取水管理に関する事項である。 取水に当たっては、水利使用規則、管理規程等に基づき、受益者、関係機関等との連携、取水の有効利用に配慮し、年間取水計画に基づき取水する。 頭首工の管理水位、取水量の測定場所・測定方法、水位、流量の精度や補正に関する資料及び操作方法等は管理規程等に定める。 なお、取水量は、原則、日平均値とする。 河川・取水状況等のデータの適切な記録、整理及びその蓄積は、適正な維持管理に不可欠である。 日々の記録として、管理業務日誌、河川・取水状況の記録、ゲートの操作、操作記録を記載した日誌・日報類を備える。なお、日誌・日報等とは別に業務連絡簿を備え、利水者や河川管理者等から取水操作に関連する業務連絡があった場合やこれに関連して外部への必要な連絡を行った場合には、その旨を記載する。 河川・取水状況の記録 、ゲートの操作記録は、電子計算機で自動処理している場合は電子計算機で記録される。しかし、電子計算機に処理を一切任せているとエラーを見落とすことがあるので、実測等によりチェックすることも必要である。なお、渇水時、洪水時等の状況や魚道放流等の管理状況は、通常の管理記録に加え、写真等により記録しておくことが望ましい。 日報類を整理して月報類をまとめ、月報類を取りまとめて年報として保存する。 日誌・日報類の保存年限、または期間の目安は、日報・月報類については 10 年保存、河川・取水状況の年報及び報告書類については永年保存とする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	5.3　渇水時の管理 　渇水時の管理に当たっては、気象状況や河川流量及びダム貯水量等を的確に把握し、速やかに水利調整組織及び関係機関と連絡、調整を図りつつ、適正な取水、地区内の用水利用に努めるものとする。

基準及び運用の解説

運用 5.3 は、渇水時の管理に関する事項である。

河川流量が減少の傾向にあり、頭首工地点で作物の生育に支障の出るような用水量しか取水できない状況が予想されるときは、渇水調整を行う必要がある。

(1) 渇水調整

渇水が予想される河川については、河川管理者の指導により、利水者、関係機関を構成員とする当該河川の「水利調整協議会」等が設けられている。

この協議会であらかじめ期別に節水の方法、節水率を定めた上で、渇水予備体制（渇水呼びかけ水量・水位)、第一次節水体制（水量・水位)、第二次節水体制（水量・水位）を定め、各利水者の円滑な渇水調整に取組む必要がある。

なお、渇水調整は、関係利水者が相互に水利使用を尊重して、自主的に協議を行うものである。このため、水利開発の状況等により水利秩序を維持する体制がある場合は、この秩序が尊重されるものである。

水利調整協議会等がある地域では、この協議会で具体的に節水の時期、節水の方法、節水率を決める。

このとき基準とする取水量は、天候（無降雨の期間）によりその時期の必要量に差異があるので、過去の 5 ヶ年の旬別（又は半旬別）の最大値（降雨の影響を考慮して）を基準量として、そのときの気象状況、作物の生育状況、河川の流況から、節水の方法、配分量（基準取水量に節水率を乗じた量）を定めるのが望ましい。

また、節水開始時期は、会議の招集、受益者への連絡期間に留意して決める必要がある。

(2)渇水体制

渇水時に、水利調整協議会等において配分量と節水期間が決まれば、各利水団体では受益者の代表で構成する「利水者委員会」等で、被害を最小限にくいとめるため全区域公平に配水可能な方策を定め、受益者に周知徹底を図ることが重要である。

受益者への連絡は、土地改良区や地域の利水調整担当等を通じて各自に連絡されるが、この連絡機能が十分働くよう常にこの連絡体制を維持する必要がある。平水時の支線水路等の水管理もこの役員が行っているのが通例なので、定期的（通水開始時等）に会議や打合せ等を行い、意志疎通を図っておくことが望ましい。

降雨等により河川流況が回復し節水を解除するときは、迅速に受益者へ連絡し、速やかに通常管理に復するよう努める。

また、渇水時の節水対策や打合せ経過をまとめておき、以後の参考資料として保存することが重要である。

農業用水の場合は、節水率が低いときは各支線分水量を制限し、きめ細かい巡視により節水し、配分量の範囲内での配水が可能であるが、節水率が高くなるとこの方策にも限界があるので、

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)

基準及び運用の解説
輪番かんがい（ローテーションブロックに分けての時間給水で「番水」ともいう。）が必要になる。 　このとき留意することは、長大な開水路では決められた時間に所定の配水量で各分水地点の取水ができるように、ある程度の先行水を見込むことである。また、管水路系では管路内への空気混入を防ぐため、断水区域でも充水しておくことが望ましいので、これに必要な水量を見込むことにも留意する。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
6　洪水時等の管理 洪水時等の管理に当たっては、関係法令、頭首工の管理規程（土地改良法第 57 条の 2 に規定された管理規程、河川法第 90 条に基づく水利使用規則に規定された管理規程）等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとり、施設及び上・下流域の安全確保に努めるものとする。	**6.1　洪水時等の管理体制** 洪水時等の管理体制については、それぞれの管理規程に定められた内容とし、状況に応じ洪水警戒体制をとり、必要な措置をとるものとする。 **6.2　洪水時等における放流** 頭首工からの放流は、洪水吐ゲート、土砂吐ゲート等により上・下流域の安全を確認の上、行うものとする。 **6.3　放流の際にとるべき措置** 頭首工からの放流によって、上・下流域の水位が急激に変動するおそれがあり、上・下流域において危害が生ずるおそれのある場合は、危害防止のため一般に周知させる措置をとるものとする。 また、立札等により日常的に周知徹底を図るものとする。 **6.4　洪水警戒体制における措置** 洪水警戒体制においては、頭首工及びその周辺を適切に管理するため、管理要員の配置、気象・水象情報の収集、流入量の予測、管理のために必要な機器類及び資器材の点検・整備、関係機関との連絡等、必要な措置をとるものとする。

基準及び運用の解説
基準 6 は、洪水時等の管理に関する規定である。 洪水時等における頭首工の管理に当たっては、ゲート操作による流下断面の確保、頭首工と堤防との接合部の安全等の確認及び頭首工付近の入川者への危害防止に努めるものとする。このためゲート操作に遅れが生じないよう洪水到達時刻の予測、安全操作のための機械器具の点検等が必要である。 また、緊急時においては、安全確保を最優先する必要がある。 洪水警戒体制時の措置は、管理規程等に定める。 **運用 6.1** は、洪水時等の定義及び管理体制に関する事項である。 洪水時等については、管理規程に定めるところにより、洪水警戒体制をとるものとする。その際、頭首工を適切に管理することができるよう、要員の確保及び役割に応じた適切な要員の配置が必要である。 **運用 6.2** は、洪水時等における放流に関する事項である。 頭首工からの放流方法は管理規程等に定める。 一般的に頭首工からの放流は、洪水吐ゲート及び土砂吐ゲート等により行う。 ゲートの操作に当たっては、頭首工の上・下流域における水泳、魚釣り、キャンプ等入川者の安全を確認の上行うとともに、上流からの流下物に対して施設の保全に十分注意を払うものとする。 **運用 6.3** は、放流の際にとるべき措置に関する事項である。 管理者は、ゲート操作に伴う放流によって、その影響が及び下流水位が急激に上昇する区間において、水位上昇が最も著しい地点の水位である基準地点水位で 30㎝/30 分を超えるような急激な水位上昇が予想される場合は、これによって生ずる危害を防止するため、頭首工ゲートからの放流による下流河川に対する影響範囲について、一般に周知させる措置をとる必要がある。水泳、魚釣り、キャンプ、プレジャーボート等の入川者が危険を知り、余裕をもって退避できるよう措置する必要があり、現地の状況に合わせて立札・サイレン・警鐘・拡声機・回転灯・警報車等による周知のほか、広報活動等の日常活動によって周知の徹底を図るものとする。 **運用 6.4** は、洪水警戒体制の措置に関する事項である。 管理規程において規定されている状況になった場合には、管理要員を配置し、気象・水象情報の収集、流入量の予測、管理のために必要な機器類及び資機材の点検・整備、関係機関との連絡等、必要な措置をとり、併せて記録の作成を行うものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	6.5　洪水時の措置 洪水時には、洪水の安全な流下に努めるとともに、頭首工施設の異常事態の早期発見と施設の安全確保に努めるものとする。 **6.6　洪水警戒体制の解除** 管理規程において規定された状況になり、施設の安全が確認された時は、洪水警戒体制を解除するものとする。 **6.7　洪水後の措置** 洪水が終息し、洪水警戒体制を解除した後は、できるだけ早期に施設の調査・点検を行い、異常の有無を確認するものとする。

基準及び運用の解説
運用 6.5 は、洪水時の措置に関する事項である。 洪水を流下させるためにゲートを操作する場合は通水断面の確保､頭首工及び堤防との接合部の安全等の確保に努めるものとする。 洪水時には施設の巡視が最も重要な作業となる｡被害を最小限にするため異常箇所の早期発見に努める。 なお、洪水時の巡視は危険を伴うので、2 名以上で対応するのが望ましい。 巡視の結果、異常かつ重大な状態が発見された場合は、応急対策を行う等管理上必要な措置を講じ、併せて関係機関に報告するものとする。 **運用 6.6** は、洪水警戒体制の解除の措置に関する事項である。 管理規程において規定された状況になり、施設の安全が確認された時は、洪水警戒体制を解除するものとし、関係機関に連絡等を行うものとする。 **運用 6.7** は、洪水後の措置に関する事項である。 洪水後は、できるだけ早期に頭首工施設の調査・点検を行い、異常を認めたときは応急対策を講じ、重大な場合はその対策の検討を行うとともに、速やかに関係機関にその旨、報告するものとする。 また、河床動向、堆積土砂の状況及び流水障害物の有無の点検を行い、安全を確保の上、必要な措置を講じるものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
7　構造物の保全管理 　頭首工の正常な機能を維持保全するため、構造物の点検を行うとともに、長寿命化のため、国等から示される機能保全計画等を参考に計画的な整備を実施するものとする。	**7.1　構造物の点検及び整備** 　構造物について、巡視・計測等の点検を計画的に実施し、変状及びその要因を把握するものとする。 　また、構造物の長寿命化のため、国等から示される機能保全計画等を参考に、点検結果に応じて計画的に整備を行い、構造物の機能を長期に亘って維持保全するとともに、施設の建設に要する経費から廃棄に要する経費までを合計したライフサイクルコストを低減するよう努めるものとする。 　なお、点検結果及び整備の記録を整理し、保管するものとする。

基準及び運用の解説
基準 7 は、構造物の保全管理に関する規定である。 頭首工を構成する取入口、取水堰、附帯施設（魚道、放流施設、沈砂池、護岸及び高水敷保護工、舟通し等）及び管理施設の機能と安全を確保するため、利水上はもとより治水上からも点検等を定期的に実施する等、適正な管理を行う必要がある。河川管理施設等構造令の適用を受ける施設にあっては河川工作物としての安全性にも留意する必要がある。 頭首工の地域社会に与える役割は重要である。その管理によっては、堰の上・下流域に及ぼす影響の大きさは計り知れない。取水停止や治水上の事故は避けなければならないため、国が示す施設の長寿命化を図る整備、補修等の機能保全計画等を参考に計画的な整備を実施するものとする。 **運用 7.1** は、構造物の点検及び整備に関する事項である。 構造物の巡視・計測等の日常点検は、あらかじめ、構造物のひび割れ、変位、変形、漏水、沈下等の変状について、立地条件等に応じた点検項目及び周期を設定し、また、頭首工及びその周辺、管理施設等の配置を考慮した点検順路を定め、計画的に実施する。 なお、点検及び整備に際しては、安全帯、保安帽等の保護具の使用や照明器具を使用するなどして、作業の安全に努めるものとする。 点検の結果、破損や劣化が認められた場合、適切な補修等を実施する。構造物のうち、操作室の劣化による雨水等の浸入は、設備機器等の故障や事故の原因となりうるので、特に留意が必要である。 日常点検において、高度な技術的判断や日常管理を超える規模の対策が必要と思われる変状を発見した場合は、随時、施設造成者に相談等を行うものとする。 また、国が機能診断を実施する際には、定期点検等の結果を提供し、適切な保全対策の検討に協力するものとする。また、機能診断の実施及び機能保全計画の策定にあたっては、国からの意見聴取や協議に対応するものとする。 保全対策の実施にあたっては、機能保全計画を参考に最適な方策の検討を行うものとする。 点検結果及び整備の記録は、今後の保全管理に役立つ重要な情報となるので、その記録を整理し保管するものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	7.2　臨時の点検 　あらかじめ定めた一定規模以上の地震、大雨又は洪水が発生した場合、あるいは頭首工の保全管理上必要と認められる場合は、頭首工の状態を把握するために必要な臨時の点検を速やかに行うとともに、異常かつ重大な状態が発見された場合には、関係機関に対し、その旨報告しなければならない。 **7.3　応急措置** 　点検の結果、頭首工の保全管理上、整備が必要と認められた場合は、応急措置を行い、頭首工の安全確保に努めるとともに、異常かつ重大な状態が発見された場合には、関係機関に対し、その旨報告しなければならない。

基準及び運用の解説

運用 7.2 は、臨時の点検に関する事項である。

(1) 臨時の点検は次の場合実施するものとする。

・地震については、周辺で得られる気象台の震度観測結果が一定規模（通常、震度 4）以上の場合

・大雨、洪水については３年に１回程度発生する日雨量、洪水量以上の場合。

・直撃雷又は誘導雷による被害を受けた場合

・その他、通常時の保全管理において、必要と認められる場合

(2) 臨時の点検に当たっては、次に示す事項に特に注意して行う。

① 大雨又は洪水

定期点検の解説に示す点検事項のうち、次の事象について点検を行うものとする。

ア　コンクリート継目、エプロン先端等からの漏水状態

イ　護床工、エプロンの摩耗や損傷及び頭首工下流河床の洗掘の有無と発達の状態

ウ　放流及び操作上支障となる砂礫、流木、その他の障害物の有無

② 地震

構造物のクラック、ズレなどの変位、沈下及び地盤の状態について計測を行い、これまでの計測結果と対比して状態の変化を確認し、かつ、定期点検のその他必要事項について点検を行い、施設の安全を確認するものとする。

(3) 臨時の点検の結果、異常かつ重大な状態が発見された場合には、速やかに関係機関に報告するものとする。

運用 7.3 は、応急措置に関する事項である。

点検の結果、漏水、コンクリート表面のひび割れ、操作上支障となる障害物の発生等、頭首工に異常が確認された場合には、臨機に応急措置を施さねばならない。

応急措置に入る前には、頭首工、その周辺において被害の程度に応じ、立ち入り禁止の措置を講ずるなどして、頭首工周辺の住民に危害が及ばないよう対策を行うものとする。

なお、被害の程度が重大な場合には、関係機関に対し、その旨報告しなければならない。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	7.4　頭首工周辺の整備及び環境保全 頭首工の正常な機能を維持するため、取水口や取水堰に溜まる塵芥の処理、堆砂の排除、施設付近の除草・清掃、管理橋等の補修等、周辺の整備を行うとともに、周辺の環境に配慮して施設の保全に努めるものとする。

基準及び運用の解説

運用 7.4 は、頭首工周辺の整備及び環境保全に関する事項である。

頭首工周辺の整備にあたっては、その機能に著しい影響を与える要因（塵芥、堆砂）に留意し、これを必要に応じて排除しなければならない。なお、堆砂等が常態化している場合には、原因を調査し管理の方法の工夫や改善のための整備に努める。

また、周辺環境との調和に配慮するとともに宅地化の進行等周辺環境の変化も考慮する必要がある。周辺環境を良好に保全するために清掃、破損箇所の補修、管理施設の整備等を行う必要がある。

なお、これらによって発生した廃棄物等の処分を行う際には、関係法令等を遵守しなければならない。

1）水質検査

水道用水あるいは工業用水との共同施設の場合には、共同事業者と協議の上、検査実施者を定め、定期的に水質検査を行い、水の安全性を確認するものとする。

また、水質汚濁についての情報を受けたり発見した場合には、状況を確認した上で、取水を停止するなどの措置を講じ、速やかに関係機関に連絡するものとする。

2）塵芥処理

取入口に流入したごみがスクリーンに付着すると、取水障害を生じる。また、魚道に流入すると魚類の遡上・降下を阻害する。このため、必要に応じて排除しなければならない。

3）堆砂等の排除

取入口、ゲート設備、魚道及びその周辺に堆砂すると取水障害や魚介類等の遡上・降下障害の原因となるため、必要に応じて排除しなければならない。

4）魚道の遡上・降下機能への配慮

魚介類等の良好な遡上・降下条件となるように、魚道内の水深、流速等の流況の適切な管理に務める必要がある。

また、国等が行う魚介類等の遡上・降下調査や取水口への迷入調査への協力などを通じて、魚道機能の確認と漁業関係者等の理解を深めることも重要である。

5)騒音・振動対策

頭首工からの騒音・振動については、それらに関する各規制法令や自治体が別途定める条例等に適合していなければならない。適合していない場合には、発生原因を究明し、適切な処置をとらなければならない。

6)頭首工周辺の良好な環境の維持

頭首工の保全管理に当たっては、取水機能を確保するだけでなく景観を保持することにも配慮した管理方法を定め、頭首工周辺の清掃、破損箇所の補修、管理施設の整備、樹木のせん定、除草、立て看板の内容変更等を適宜適切に行うことが必要である。

なお、堤防等の除草を実施する際は、構造物の破損、沈下、漏水等の有無を確認し、堤防の安全を確認するものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	7.5　人身に対する安全管理 　頭首工及びその周辺では、管理要員や周辺住民等の安全を図るため、安全設備の設置、保全等を実施し、適正な管理により事故の防止に努めるものとする。 **7.6　管理記録の整理、活用** 　観測・計測データ及び点検の結果並びに詳細な調査、整備補修その他の措置の経過及び結果等の管理記録については、これを整理・保管し、その活用を図るものとする。

基準及び運用の解説
運用 7.5 は、人身に対する安全管理に関する事項である。 頭首工及びその周辺では、管理要員や周辺住民並びに入川者等の安全を図るために安全施設を設置し、点検及び整備を行うとともに、これらの施設を定期的に巡視し、危険な箇所があれば必要な措置を講じて、事故発生の未然防止に努めなければならない。 また、個人利用のプレジャーボートや船着き場として河川法上の許可を得て利用している官・民間業者に対しては、警報や看板等により注意喚起を行うなどして、河川利用者の安全確保に努めるものとする。 **運用 7.6** は、管理記録の整理、活用に関する事項である。 管理の記録については、できるだけ検索が容易で、関連する記録と対比しやすいように整理・保管し、通常管理及び補修・改築並びに災害時の対応に有効活用を図るものとする。 また、施設管理者は、国が運用する農業水利ストック情報データベースのために管理記録情報をできる限り提供し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取り組みに努めるものとする。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
8　設備の保全管理 　頭首工の正常な機能を維持保全するため、設備の点検を行うとともに、長寿命化のため、国等から示される機能保全計画等を参考に計画的な整備を実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。	**8.1　設備の点検及び整備** 　設備は劣化等による機能低下の予防又は回復のために、操作時、日常、定期、臨時、休止期間ごとに周期と点検項目を定めて、確実に操作ができるよう点検及び整備を実施するものとする。 　また、点検及び整備に当たっては、各頭首工の実態に即し、その機能を長期に亘って維持するとともに、設備の長寿命化のため国等から示される機能保全計画等を参考に、ライフサイクルコストを低減するよう配慮するものとする。 **8.2　完成図書等の整理、保管** 　設備の完成図書及び取扱説明書は、整理して保管する必要がある。 　また、付属品、予備品についてもこれを適正に保管する必要がある。

基準及び運用の解説
基準 8 は、設備の管理に関する規定である。 設備とは、頭首工を構成する施設のうち、観測設備、機械設備、電気・通信設備等の設備を指し、それらを適切に保全管理し、正常な機能を維持保全しなければならない。特に国等が策定している機能診断に基づく機能保全計画等を参考に、設備の保全管理に努める必要がある。 また、設備は一部の構成部品の故障等が設備全体の性能低下や停止につながることから、点検及び整備を計画的に実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。 なお、電気設備等設備によっては、法定等で点検の実施を規定されているものがあるので、それらについては法令等に基づき点検を実施する。 **運用 8.1** は、設備の点検及び整備に関する事項である。 設備の保全管理は、頭首工の正常な機能維持に大きく影響するため、点検・整備を計画的に実施し、常に必要な取水が可能なように設備全体の高い信頼度を確保しておく必要がある。 設備は、損傷･摩耗・変形・劣化等により機能の低下を招き、これが故障発生の原因にもなるので、機能の低下を未然に防止又は回復させるために、操作時、日常、定期、臨時、休止期間ごとに適正な周期で計画的に点検及び整備を実施する必要がある。整備の実施に当たっては、機器の種類、使用状況、重要度、故障頻度等に即して設備の診断を行い、国が策定している機能保全計画等を基に、点検整備費用や更新時期、更新費用を構造物の整備も含めて総合的に検討することにより、頭首工の機能を長期に亘り維持するとともに、維持管理費用や将来の更新費用を低減するよう配慮する必要がある。 **運用 8.2** は、完成図書等の整理と付属品、予備品の保管に関する事項である。 ゲート、操作施設、電源設備等の設備の点検及び整備を行うには、それらの構造、規格、仕様や取扱いを理解して状態を判断する必要がある。そのため、各設備の構造等や取扱いを記した完成図書及び取扱説明書を整理保管して、いつでも利用できるようにしておく必要がある。また、必要な付属品、予備品を保管をするとともに、使用した場合は速やかに補充しておく必要がある。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	8.3　データの整理、保管 　設備の点検及び整備の結果を記録したデータは、その活用を図るため、保管する必要がある。 **8.4　観測設備** 　観測設備は、観測データが正常に継続して得られるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。 **8.5　機械設備** 　機械設備は、操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。 **8.6　電気・通信設備** 　電気・通信設備は、各機器が常時正常な作動ができるように、計画的に点検、整備を行い、管理しなければならない。

基準及び運用の解説
運用 8.3 は、設備の点検及び整備データの整理と保管に関する事項である。 設備の点検及び整備を実施した結果のデータは、次回以降の点検及び整備に役立つばかりでなく、設備の機能・劣化診断や状態の把握に重要なデータとなるので、収集、整理、保管しておく必要がある。 経年的に変化するデータはグラフ化等、計測値のデータ処理により、傾向の把握が容易となり予防保全のデータとしても活用ができる。 また、施設管理者は、国が運用する農業水利ストック情報データベースのために管理記録情報をできる限り提供し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取り組みに努めるものとする。 **運用 8.4** は、観測設備の管理と点検、整備に関する事項である。 観測設備は、施設の運用・管理に必要なデータを得る重要なものであるため、継続して正常なデータが得られるよう、計画的に点検、整備を実施しなければならない。 点検は、計器の作動状況や設備機器の破損の有無、記録紙等の備品の確認、配線の損傷の有無などについて、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備の取扱い説明書等に従い、適切に整備しなければならない。 **運用 8.5** は、機械設備の管理と点検、整備に関する事項である。 機械設備は、操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検、整備を実施しなければならない。 点検は、ゲートや除塵設備などの塗装の状態やボルトの緩み、各部材の摩耗や損傷、異常音や異常振動の有無、配線の損傷の有無などについて、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備の取扱い説明書等に従い、適切に整備しなければならない。 **運用 8.6** は、電気・通信設備の管理と点検、整備に関する事項である。 電気・通信設備は、ゲート等の機器操作・管理の中核をなす重要な設備であるため、操作・管理時に正常な機器の運転ができるように、計画的に点検、整備を実施しなければならない。 点検は、受配電設備やゲート等操作設備などの塗装の状態やボルトの緩み、電流・電圧・絶縁抵抗、計器の作動状況などについて、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備の取扱い説明書等に従い、適切に整備しなければならない。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	8.7　設備の保全対策と長寿命化を図る保全管理 　頭首工の効率的な運用を図るため、設備の点検・整備、補修などの日常管理を通じた保全対策に取組み、国等が策定する機能保全計画等を参考に、設備の長寿命化を図る保全管理に努めなければならない。

基準及び運用の解説
運用 8.7 は、設備の保全対策と長寿命化を図る保全管理に関する事項である。 頭首工の効率的な運用を図るため、設備の長寿命化や保全コストの低減を図る保全管理に努めなければならない。 保全管理に当たっては、機能保全計画等が策定されている場合、施設管理者は機能保全計画等を参考に日常管理や整備補修を行う必要がある。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
9　土地改良財産の管理 　土地改良財産の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところによらなければならない。	**9.1　管理受託のための準備** 　土地改良財産（以下「財産」という。）の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続きを進めなければならない。 　その際、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう、所要人員の確保と管理技術の習得に努める等、管理体制の整備を図らなければならない。 **9.2　管理委託協定の締結** 　予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）第 5 条に基づき、国と管理委託協定を締結し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 **9.3　管理費予算の作成** 　管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理が行えることを目標としなければならない。 　その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員等に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成するよう努めるものとする。 **9.4　財産の他目的使用等** 　管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 　この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うことができる。 　なお、財産の他目的使用等に係る使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。

基準及び運用の解説
基準 9 は、土地改良財産の管理に関する規定である。 **運用 9.1** は、財産の管理受託のための準備に関する事項である。 予定管理者が施設の受託管理を行う場合、法第 2 条第 2 項第 1 号の事業として、あらかじめ、計画概要の公告、3 条資格者の 3 分の 2 以上の同意取得、維持管理事業計画の決定、都道府県知事に対する事業認可申請等、一連の法手続をとらなければならない。 電気主任技術者等のように法令に基づく必要な管理技術者の確保はもとより、適正かつ円滑な管理に必要な管理要員の確保と養成のために、予定管理者は受託管理開始前から計画的に管理体制の整備に取り組まなければならない。 **運用 9.2** は、管理委託協定に関する事項である。 管理委託協定は、取扱規則及び基本通知に基づき締結するものとし、財産の移管は、管理委託協定で定める移管の日に国の財産管理部局職員と管理受託者の代表とが実地で立会いの上、引き継ぐことになる。引継ぎの時点から管理受託者は管理の責に任ずることとなる。（施行令第 57 条） 管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。（施行令第 58 条） **運用 9.3** は、管理費予算の作成に関する事項である。 管理委託協定では、管理受託者が管理費を負担すべきことを定めているだけで、その予算をどう編成するかは管理受託者に任せている。しかし、適切な管理を行うためには、管理基準に適合した管理が行えるための予算措置が必要である。なお、予算措置に当たっては、国の助成事業や地方公共団体の助成を有効に活用し、適正な管理水準を確保するとともに、日頃から維持管理費の節減に対する努力も重要である。 **運用 9.4** は、財産の他目的使用等に関する事項である。 管理受託者は、施行令第 59 条の規定に基づき財産の他目的使用等の承認申請関係書類を、関係都道府県知事を経由して地方農政局長等に提出する。その際、承認の基準は、基本通知（5-0-1）に定められている。 使用料算定の基準は、基本通知（5-0-4）に定められている。

基準素案(事務次官通知)	基準の運用素案(農村振興局長通知)
	9.5　財産の共有持分付与 　管理受託者が受託管理する財産について発電事業、水道事業等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは、あらかじめ、管理受託者は、国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。 　管理受託者が受託管理する財産について、共有持分付与が行われるときは、管理受託者は、当該施設の維持管理事業計画及び管理規程の変更手続きをとるものとする。また、管理受託者は、国からの協議を受け、管理委託協定の変更手続きをとるものとする。 　管理受託者が共有施設の管理を行うに当たっては、国、共有持分者及び管理受託者の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。 **9.6　財産の改築、追加工事等** 　管理受託者は、改築、追加工事等について、当該工事を行おうとする者から申し出を受けた場合は、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 **9.7　他の法令による管理との関係** 　管理受託者が受託管理する財産について、道路法による兼用工作物、河川法による河川の指定、河川管理施設又は兼用工作物となった場合、国が協議した管理方法、費用負担に基づき、管理委託協定、維持管理計画、管理規程の変更手続をとるものとする。 **9.8　管理台帳の備え置き** 　管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。

基準及び運用の解説
運用 9.5 は、財産の共有持分付与に関する事項である。 国営土地改良事業の完了後において、基幹的な土地改良施設を構成する財産については、発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業（以下「公益事業」という。）の用に兼ねて供する必要が生じた場合にあっては、法第 94 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、当該公益事業を行う者に共有持分を与えることができることとしており、その場合には、取扱規則（第 22 条の 3＜共有持分の付与＞）及び基本通知（8-土 22 の 3-1～3）に定める所要の手続きを経て行うものとする。 **運用 9.6** は、財産の改築、追加工事等に関する事項である。 財産について、国営土地改良事業の工事以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼすような工事を改築、追加工事等と定義しており、当該工事を行おうとする者がある場合には、取扱規則第 14 条〈管理受託者が自ら当該工事をする場合〉、第 14 条の 2〈局部長が第三者に当該工事をさせる場合〉）及び基本通知（6-土 5-1、6-土 14 の 2-1）に定める所要の手続きを経て行うものとする。 **運用 9.7** は、他の法令による管理との関係に関する事項である。 **運用 9.8** は、管理台帳の備え置きに関する事項である。 管理受託者は、施行令第 62 条の規定に基づき、その受託に係る財産の内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。台帳記載事項に変更があった場合は、その都度変更内容を記載しなければならない。また、利害関係者から閲覧を求められたときは、施行令第 68 条の規定に基づき、無償で閲覧させなければならない。